

「白山市障害者活躍推進計画」

令和7年3月

石川県白山市

白山市障害者活躍推進計画

はじめに

本市では、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第36号。以下「改正法」という。）に基づく障害者活躍推進計画作成指針に即して、このたび、「白山市障害者活躍推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画に記載した取組を進めることで、障害者である職員の活躍の場を広げ、障害者一人ひとりがその障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる職場づくりをし、よりよい市民サービスが提供できるよう努めてまいります。

令和7年3月

白 山 市 長

1 機関名 白山市

2 任命権者 白山市長

3 計画期間 令和7年度から令和11年度までの5年間

4 本市における障害者雇用に関する課題

市長部局においては、令和6年度時点で法定雇用率を達成している状況ではあるが、障害者雇用に関しては、今後も計画的な採用を行うこととしているところである。

詳細な状況は「目標」に記載しているが、国の行政機関全体の状況と比較し、採用・定着状況ともに概ね順調と考えているが、障害者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要であると認識している。

5 目標

(1) 採用に関する目標

【実雇用率】令和11年6月1日時点での法定雇用率以上

(参 考) 令和6年6月1日時点の実雇用率：2.77%

(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。

6 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

ア 組織面

(ア) 障害者雇用推進者として職員課長（※市長部局における人事担当責任者）を選任する。

(イ) 障害者職業生活相談員として、職員課及び保育こども園課担当者（※人事・採用の実務担当者）を選任する。

(ウ) 障害者職業生活相談員のほか、所属長や産業医を含め、内容に応じた多様な相談先を確保し、職員に周知を図る。

(エ) 役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。

イ 人材面

障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、石川労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

ア 現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、意識調査

等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 職務環境

- (ア) 新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
- (イ) 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

イ 募集・採用

- (ア) 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - a 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - b 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - c 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - d 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - e 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

ウ 働き方

時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。